

## 2023年度北川村地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

北川村は、高知県の東部、徳島県との県境に位置し、南北に貫流する奈半利川によって村土が東西に二分され、奈半利川の本流、支流流域に集落とともに農地が点在している。面積の95%を山林が占め、農地面積は231ha（田95ha、畑136ha）に過ぎない典型的な中山間地域である。狭小で不整形な田が多く、ほ場区画も小さいことや温暖多雨な気象条件から、水田における土地利用型農業については、生産性、品質面から見て困難である。北川村は全国有数の柚子産地であり1,000t以上の果汁を出荷しているが、単価の高い青果出荷量は70tと少なく収益に繋がっていない。

また、高齢化などによる農家戸数の減少や後継者不足による担い手の問題と併せて、不作付地の増加が大きな問題となっており、今後、北川村の農業を維持していくために、これらの課題への対策が必要となっている。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

青果出荷に向けて、技術支援体制（JA、農業振興センター、高知大学）を充実することにより、栽培講習会（JA、農業振興センター）、とさ勉強会（高知大学）等を実施する。

スマート農業技術や内城菌など新技術の導入による収量・品質（青果率）の向上により、果汁にあわせて青果の輸出の推進を図る。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

#### 農地の確保

- ・園地情報の再整備、畠地化の検討  
(意向調査、園地調査)
- ・ゆず園の集約化・流動化の推進
- ・新規圃場整備（北川モデル）

#### 起業家農業者の育成

- ・起業家意識の醸成
- ・既存農家の規模拡大
- ・後継者新規就農者の確保
- ・起業家農業者研修生の拡大
- ・Uターン希望者への働きかけ

#### 目指す姿

令和2年～

#### 産業を構築するための目標

【30年で100人の起業家農業者を育成】

- 100haの生産性の高い園地を確保
- ・既存園地が40ha
  - ・圃場整備で40ha
  - ・集約化・流動化で20ha

#### 人口1,000を維持するための目標

【当面の5年間で32人の担い手を確保】

- ・新規参入者や後継者で32人を確保
- ・22haの生産性の高い園地の確保  
(起業家農業者16人で16ha、その他16人で6ha)

※圃場整備で10ha、流動化で5ha、既存園地が7ha

## 栽培技術の向上

- ・JA・農新センター等による指導の強化
- ・ゆず PT による効率化・省力化の推進
- ・高知大学による勉強会の開催
- ・省力化機械の整備、スマート農業技術の確立

## 地域におけるブロックローテーション体系の構築

- ・政策として基幹作物であるゆずの生産面積を増やす取組において、新規圃場整備を推進しており、ブロックローテーション体系の取組は難しいため、畑地化を中心に取組を進める。

## 4 作物ごとの取組方針等

高齢化等による担い手不足を解消するため、農地の現状を集約した台帳を整備することで新規就農者への情報提供に活用していく。また、新規就農者への研修制度を構築し、担い手の育成に努める。また、中北部では柚子、南部では露地野菜や施設園芸の生産維持・拡大を図ることとする。

優良な柚子園地を創出するために、農地中間管理機構と連携した土地改良事業の実施や、産地パワーアップ事業等による施設園芸農家の収量増加に向けた環境制御技術の導入促進等を図る。

### (1) 主食用米

需要に応じた生産を行うとともに、地場産米の学校給食活用等の地産地消の推進や集落営農による生産コストの低減、省力化に努める。

### (2) 備蓄米

該当なし

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

村内での生産が増えるように栽培方法や制度周知の徹底や取組の推進を図っていく。

#### イ 米粉用米

村内での生産が増えるように栽培方法や制度周知の徹底や取組の推進を図っていく。

#### ウ 新市場開拓用米

該当なし

#### エ WCS 用稻

主食用米の需要減が見込まれている中で、地域の畜産農家の需要がある WCS 用稻については、平成 26 年度より村内での生産が始まり、年々、生産者及び生産面積は増加傾向である。また、WCS 用稻生産圃場における牛糞の散布は、収穫物が堆肥として戻ってくる環境に配慮した資源循環型の農業サイクルであり、生産農家の肥料経費の削減に寄与することから、今後、更に取組農家が増えるように生産拡大を図っていく。

#### オ 加工用米

該当なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

該当なし

(5) そば、なたね

該当なし

(6) 地力増進作物

該当なし

(7) 高収益作物

ア 柚子

全国でもトップレベルの生産量を誇る柚子については、現在約135haの栽培面積があり、今後も本村の基幹作物に位置付けて、特産果樹としての柚子の産地化をより一層進めていく。また、日本で初めてEU諸国に青果の輸出を行う等国外にも販路を開拓しており、今後も青果出荷やカラーリング出荷を広げ、国内外ともに積極的な販路拡大に努めていくことで、収益性の高い青果出荷の割合を高め、農家所得の向上に繋げていく。今後、更なる生産量増加に向けた取組として水田からの転換を図るとともに作付けを推進していく。

イ 施設園芸

南部地区を中心に行われている施設園芸の品目については、その多くがミョウガを栽培しており、ミョウガを中心として、そのほかの施設園芸作物も含めて施設園芸の産地化を進める。しかしながら、園芸農家も高齢化しており、後継者のいる農家も少ないため、レンタルハウスの取組や新規就農者の受け入れ等、担い手確保の対策を推進する。また、収量増加に繋がる次世代園芸施設や環境制御技術等の普及・導入を推進する。

ウ 露地野菜

露地栽培についてはオクラとシットウの取組が多い。これらについては柚子の農閑期に収穫できることや比較的高齢者でも栽培が可能であり、新たな初期投資もあまり必要でないことから、今後も安定的な生産が見込まれる作物であり、重点的に産地化を図る。また、その他の露地野菜についても水田の有効活用及び農業者の所得向上の一助となっているため、作付けを推進していく。

エ その他作物

主食用米の需要減が見込まれる中、主食用米からの多種多様な転換品目の作付けについて推進を行うとともに、産地化できる作物の掘り起こしを行う。

北川村の基幹作物である「柚子」の担い手確保及び生産量拡大に向けた取組として、一定まとまりのある耕作条件の良い樹園地の創出を行う施策を進めていく。

水田や不作付地等のまとまった農地を畠地（樹園地）への転換を図ることにより、栽培の省力化、不作付地の利活用、老木の若返り等の生産量の拡大に繋げるとともにまとまった経営農地を確保することによる新規就農者等の担い手確保を目指す。

## 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

## 別紙

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等
		うち二毛作	うち二毛作	
主食用米	56.5		56.5	55.7
備蓄米	0		0	0
飼料用米	0		0	0.5
米粉用米	0		0	0.5
新市場開拓用米	0		0	0
WCS用稻	1.6		3	3.5
加工用米	0		0	0
麦	0		0	0
大豆	0		0	0
飼料作物	0		0	0
・子実用とうもろこし	0		0	0
そば	0		0	0
なたね	0		0	0
地力増進作物	0		0	0
高収益作物	147.2		147.7	149.5
・野菜	4		4.5	4.5
・花き・花木	0		0	0
・果樹	143.2		143.2	145
・その他の高収益作物	0		0	0
その他				
畠地化				

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1	柚子(新植)、オクラ、シトウ、ミョウガ(施設)、ナス(施設)(基幹作)	地域振興作物に対する助成	作付面積	(令和4年度)3.77ha	(令和5年度)7.93ha
2	葉ワサビ、スイカ、唐辛子(基幹作)	地域振興作物(野菜一般)に対する助成	作付面積	(令和4年度)0.89ha	(令和5年度)1.50ha
3	WCS用稻(基幹作)	耕畜連携助成(資源循環)	耕畜連携面積	(令和4年度)0.84ha	(令和5年度)0.90ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:高知県

協議会名:北川村地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物に対する助成	1	17,100	柚子(新植)、オクラ、シトウ、ミョウガ(施設)、ナス(施設)(基幹作)	出荷販売を目的として作付け
2	地域振興作物(野菜一般)に対する助成	1	12,000	葉ワサビ、スイカ、唐辛子(基幹作)	出荷販売を目的として作付け
3	耕畜連携助成(資源循環)	1	10,400	WCS用稻(基幹作)	WCS用稻

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付することも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。